

千葉県助産所物価高騰対策支援金給付要綱

(目的)

第1条 市長は、原油価格・物価高騰に直面している市内の助産所に対し、支援を必要とする方々の社会生活を維持することに不可欠な各種サービスを安定的に継続することを支援するため、予算の範囲内において、この要綱に基づき、千葉県助産所物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を給付する。

(給付要件)

第2条 支援金の給付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する助産所を運営する法人の代表者又は法人格のない個人事業者とする。

- (1) 千葉市内に所在する助産所であること。
- (2) 令和6年3月31日までに助産所を開設していること。
- (3) 令和5年10月までに開設した助産所は、令和5年10月の事業実績があること。それ以降に開設した助産所は、開設月の事業実績があること。
- (4) 令和6年3月31日まで事業を継続する予定であること。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、給付額に給付率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。なお、給付額及び給付率は、別表第1及び第2のとおりとする。

(給付の申請)

第4条 支援金の申請期間は、令和6年2月7日から令和6年3月31日までとする。

- 2 支援金の給付を受けようとする給付対象者（以下「申請者」という。）は、助産所ごとに千葉県助産所物価高騰対策支援金給付申請書（様式第1号、以下「申請書」）を市長に提出するものとする。ただし、同一所在地において複数の助産所を運営する場合は1助産所とみなし、一括して申請するものとする。
- 3 令和5年9月8日から令和6年1月31日までの間（以下「前期」という。）に当支援金の給付決定を受けた助産所においては、申請書と誓約書及び同意書（様式第1号 別紙1）以外の添付書類が前期に給付決定を受けた際の申請内容と変更がない場合は、申請書と誓約書・同意書（様式第1号 別紙1）の提出をもって必要な添付書類が提出されたものとみなす（委任状を除く）。また、前期の申請内容と変更がある場合は、申請書と誓約書及び同意書（様式第1号 別紙1）に加え変更がある添付書類を提出するものとする。

(給付及び不給付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により提出された申請を受け付けたときは、その内容を審査した上で、支援金の給付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の給付を決定したときは、千葉県助産所物価高騰対策支援金給付決定通知書（様式第2号）により申請者に対して通知し、支援金を給付するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により、支援金の給付を行わないことを決定したときは千葉県助産所物価高騰対策支援金不給付決定通知書（様式第3号）によ

り理由を付して申請者に対して、通知するものとする。

(決定の取消)

第6条 市長は、支援金の給付決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、給付の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 申請の取下げがあったとき
- (2) 令和6年3月31日までに事業廃止又は休止したとき
- (3) 本要綱に違反したとき
- (4) 虚偽又は不正の手段により、支援金の給付を受けたとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適正と認めたとき

2 市長は、前項の規定により給付の決定を取り消した場合は、千葉市助産所物価高騰対策支援金給付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(支援金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により給付の決定を取り消したときは、既に支払った支援金の全部又は一部について、期限を定めて給付決定者に対し、その返還を請求するものとする。

2 前項の規定による返還請求は、千葉市助産所物価高騰対策支援金返還請求書（様式第5号）によるものとする。

3 給付決定者は、前項の規定により返還の請求を受けたときは、市長の指定する期限までに支援金を返還するものとする。

(調査)

第8条 市長は、支援金の給付に関し必要があると認めるときは、申請者又は給付決定者（以下「申請者等」という。）に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地調査を行うことができるものとする。

2 申請者等は前項の規定により市長から報告又は調査を求められたときには、これに協力するものとする。

(関係書類の整備及び保管)

第9条 給付決定者は、支援金の交付申請に関する書類等を整備し、支援金給付決定日が属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

(その他)

第10条 支援金は、予算額の範囲内に限り、給付対象者からの申請について、市長が第2条各号に規定する給付要件を満たすと確認した時点で成立し、市長が給付額を決定するものとする。

2 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月7日から施行する。

別表第1 給付額（要綱第3条関係）

給付額	1施設当たり 17,000円に加え、車両1台当たり6,000円（※1、2） ただし、同一の場所で複数の助産所を運営している場合、全ての併設の助産所を合わせて 17,000円に加え、車両1台当たり6,000円（※1、2）
-----	--

※1 申請可能な車両は、法人所有、職員所有は問わないが（カーリースも可）、各サービス提供のために使用したもので、サービス提供に係る所要の燃料費を法人において負担しているものに限る。

※2 申請可能な最大車両台数は、当該助産所において勤務した助産師の令和5年10月分の勤務実績に基づく常勤換算方法（当該助産所の助産師の勤務延時間数を当該助産所において常勤の助産師が勤務すべき時間数で除することにより、当該助産所の助産師の員数を常勤の助産師の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）により算出した人数とする。ただし令和5年10月2日以降に開設した助産所については、開設月の助産師の勤務実績に基づく常勤換算方法により算出した人数とする。

別表第2 給付率（要綱第3条関係）

種別	給付率
令和5年10月1日時点で開設している助産所	10 / 10
令和5年10月2日から11月30日までに新たに開設した助産所	5 / 6
令和5年12月1日から31日までに新たに開設した助産所	4 / 6
令和6年1月1日から31日までに新たに開設した助産所	3 / 6
令和6年2月1日から29日までに新たに開設した助産所	2 / 6
令和6年3月1日から31日までに新たに開設した助産所	1 / 6